## アピール

# 「人体の不思議展」の再開を許さない

「人体の不思議展」はプラスティック樹脂で特殊加工した「本物の死体」を商業的に展示する催しものである。中国製標本を用いた人体展は、2002 年以来全国 35 カ所を巡回し、一昨年 12 月から約２ヵ月間、京都市左京区岡崎の“みやこめっせ”で開催された。

同展に対しては以前から、遺体の商業展示は人道上許されないとする強い批判がなされていた。京都展開催にあたって、その中止を求めるべく「『人体の不思議展』を考える京都ネットワーク」が結成され、京都市や“みやこめっせ”への要請、刑事告発、損害賠償請求の民事訴訟を通じて、人体展が生命倫理に反すること、死体解剖保存法に抵触すること、展示そのものが違法であることを訴えてきた。残念ながら、京都展は強行された。刑事告発は主催者側の故意を立証できないとして不起訴となり、京都検察審査会での議決も不起訴相当となった。民事訴訟も、京都地方裁判所、大阪高等裁判所において訴えが棄却された。

しかしながら、この間のネットワークの運動が力となり、「人体展の標本は死体であり、同展は客観的には死体解剖保存法に違反する」とする法務省刑事局の見解、ならびに「人体展は倫理上問題があり協力できない」とする日本医師会第 XII 次生命倫理懇談会の声明を引き出すことができた。こうした動きが人体展事務局の解散と同展の閉幕を宣言させるまでに興行主を追い込んだ。今後、日本における人体展開催は極めて困難になった。これは当ネットワークも関わったこれまでの人体展開催中止運動の大きな成果である。

現在、興行主が遺体標本を保管しているのであれば、それも違法と言わざるをえない。人体展を閉幕した以上、興行主は速やかに遺体を中国に返還し、手厚く弔うべきである。また、これまで人体展を推奨した日本の医学界、各地の教育委員会、マスコミ、自治体には非人道的「死体展」に手を貸したことに対して真摯に反省するよう強く求めたい。

現在、死体の商業展示は法律上明確に禁止されていない。いつ何時再開されないとも限らない。「死体展」の再開を絶対に許すわけにはいかない。今後とも厳しく監視していくことをここに表明する。

2012 年 12 月 22 日

シンポジウム「『人体の不思議展』は何だったか」参加者一同